

世羅町公共下水道事業経営戦略

団 体 名 : 世羅町

事 業 名 : 下水道事業(公共下水道事業)

策 定 日 : 平成 29 年 3 月

計 画 期 間 : 平成 28 年度 ~ 平成 37 年度

1. 事業概要

(1) 事業の現況

① 施設

供用開始年度 (供用開始後年数)	平成 21 年 度 (7 年)	法適(全部適用・一部適用) 非 適 の 区 分	法適
処理区域内人口密度	18.8人/ha	流域下水道等への 接続の有無	無
処 理 区 数	甲世地区 1区		
処 理 場 数	甲世浄化センター 1処理場		
広域化・共同化・最適化 実施状況*1	実施実績なし		

*1 「広域化」とは、一部事務組合による事業実施等の他の自治体との事業統合、流域下水道への接続を指す。
「共同化」とは、複数の自治体で共同して使用する施設の建設(定住自立圏構想や連携中枢都市圏に基づくものを含む)、広域化・共同化を推進するための計画に基づき実施する施設の整備(総務副大臣通知)、事務の一部を共同して管理・執行する場合(料金徴収等の事務の一部を一部事務組合によって実施する場合等)を指す。
「最適化」とは、①他の事業との統廃合、②公共下水・集排、浄化槽等の各種処理施設の中から、地理的・社会的条件に応じて最適なものを選択すること(処理区の統廃合を含む。)、③施設の統廃合(処理区の統廃合を伴わない。)を指す。

② 使用料

一般家庭用使用料体系の 概 要 ・ 考 え 方	基本料金と逦増型重量料金を組み合わせた二部料金制と、基本料金と世帯人数料金を組み合わせた二部料金制を採用。(別紙1)				
業務用使用料体系の 概 要 ・ 考 え 方	仕様業態、揚水設備の能力、使用状況その他の事情を考慮して使用水量を認定。 認定使用水量が、1月100m ³ 以上の事業者においては、計測装置を設置し使用水量を認定。				
その他の使用料体系の 概 要 ・ 考 え 方	なし				
条 例 上 の 使 用 料 *2 (2 0 m ³ あ た り) ※ 過 去 3 年 度 分 を 記 載	平成27年度	4,860 円	実 質 的 な 使 用 料 *3 (2 0 m ³ あ た り) ※ 過 去 3 年 度 分 を 記 載	平成27年度	4,292 円
	平成26年度	4,860 円		平成26年度	4,540 円
	平成25年度	4,725 円		平成25年度	5,260 円

*2 条例上の使用料とは、一般家庭における20m³あたりの使用料をいう。

*3 実質的な使用料とは、料金収入の合計を有収水量の合計で除した値に20m³を乗じたもの(家庭用のみでなく業務用を含む)をいう。

③ 組織

職員数	4名
事業運営組織	平成16年の合併(3町・水道企業団)に伴い、旧2町(旧甲山・旧世羅町)で計画されていた公共下水道事業を上下水道課が引き継ぎ、平成21年度から供用開始し現在に至る。 なお、人件費については公共下水道事業会計で支出しているが、業務は農業集落排水事業も兼務している。

(2) 民間活力の活用等

民間活用の状況	ア 民間委託 (包括的民間委託を含む)	処理場・マンホールポンプ等の運転管理業務を民間委託
	イ 指定管理者制度	該当なし
	ウ PPP・PFI	該当なし
資産活用の状況	ア エネルギー利用 (下水熱・下水汚泥・発電等) *4	該当なし
	イ 土地・施設等利用 (未利用土地・施設の活用等) *5	該当なし

*4 「エネルギー利用」とは、下水汚泥・下水熱等、下水道事業の実施に伴い生じる資源(資産を含む)を用いた収入増につながる取組を指す。

*5 「土地・施設等利用」とは、土地・建物等、下水道事業の実施に不可欠な資産を用いた、収入増につながる取組を指す(単純な売却は除く)。

(3) 経営比較分析表を活用した現状分析

※直近の経営比較分析表(「公営企業に係る「経営比較分析表」の策定及び公表について(公営企業三課室長通知)」による経営比較分析表)を添付すること。

平成28年度に策定・公表した平成27年度決算「経営比較分析表」を添付している。
この経営比較分析表は、経営及び施設の状況を表す経営指標を活用し、本町の経年比較や他の類似団体との比較、複数の指標を組み合わせた分析を行い、経営の状況及び課題を的確且つ簡明に把握することが可能となる。

2. 経営の基本方針

本町の公共下水道事業は供用開始からまだ日も浅く、整備計画区域内の整備途上であることから今後も財政的に多額の支出が見込まれる。しかしながら、有収水量は少子高齢化による人口減少などにより当初計画と比較して普及率が伸びないため、今後事業を継続していくための財源確保については厳しい状況にある。
このような状況を踏まえ、今後も引き続き積極的な普及促進に努め事業の将来像や運営方針を明確化し、より適切に施策を推進するとともに効果的・効率的な事業運営に努める必要がある。

3. 投資・財政計画(収支計画)

(1) 投資・財政計画(収支計画)：別紙のとおり

(2) 投資・財政計画(収支計画)の策定に当たった説明

① 収支計画のうち投資についての説明

本町の公共下水道事業の供用開始は平成21年度からで、平成27年度末整備進捗率は61.2%である。残る本計画未整備地域については、本計画最終年度である平成33年度まで建設改良費を計上している。また、管渠などに関する更新工事の実施見込みはない。

② 収支計画のうち財源についての説明

・使用料収入の見直し、使用料の見直しに関する事項
 平成27年度決算額の決算額、及び直近増減率に基づき推計している。

・企業債について
 平成33年度まで予定している建設改良事業については投資額を約572,000千円見込んでおり、それに対する資本的収入は企業債約125,000千円、社会資本整備総合交付事業による国庫補助金約182,000円を見込んでいる。

・他会計繰入金
 地方公営企業繰入金基準に基づく企業債元利償還金分、高資本費対策分、分流式下水道等に要する経費分、及び基準外繰入金となる赤字補てん分(資本勘定)計上しており、ピークは平成29年度(建設改良事業のピーク)で、事業完了の平成33年度以降は60,000千円程度を推移するものと見込んでいる。

③ 収支計画のうち投資以外の経費についての説明

・企業債の元利償還金に関する事項
 既往債分の元利償還金と発行予定企業債分の元利償還金を計上

・修繕費に関する事項
 供用開始からと日も浅いため大規模な修繕は見込んでおらず、平成28年度予算額を計上

・その他に関する経費
 目立った増減はないため平成28年度予算で計上

(3) 投資・財政計画(収支計画)に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要

(1)において、純損益(法適用)又は実質収支(法非適用)が計画期間の最終年度で黒字とならず、赤字が発生している場合には、赤字の解消に向けた取組の方向性、検討体制・スケジュールや必要に応じて経費回収率等の指標に係る目標値を記載すること。

* (1)において黒字の場合においても、投資・財政計画(収支計画)に反映することができなかった検討中の取組や今後検討予定の取組について、その内容等を記載すること。

① 今後の投資についての考え方・検討状況

* 処理区ごとに考え方が異なる場合は、処理区ごとに記載すること

広域化・共同化・最適化に関する事項	本町の公共下水道事業処理区域は、地理的条件、費用対効果の面において自治体との広域化連携は現実的でないとする。
投資の平準化に関する事項	該当なし
民間活力の活用に関する事項 (PPP/PFIなど)	該当なし
その他の取組	該当なし

② 今後の財源についての考え方・検討状況

使用料の見直しに関する事項	現在のところ見直しの予定はないが、将来的には必要性、実施時期や改定内容について判断し、改定する場合は利用者に対して十分な説明と理解を得ることが必要と考える。
資産活用による収入増加の取組について	活用できる資産がないため検討していない。
その他の取組	該当なし

③ 投資以外の経費についての考え方・検討状況

民間活力の活用に関する事項 (包括的民間委託等の民間委託、指定管理者制度、PPP/PFIなど)	該当なし
職員給与費に関する事項	該当なし
動力費に関する事項	該当なし
薬品費に関する事項	該当なし
修繕費に関する事項	該当なし
委託費に関する事項	該当なし
その他の取組	収納率向上など財源確保につながる経費について、費用対効果を検証し取り組んでいく必要がある。

4. 経営戦略の事後検証、更新等に関する事項

経営戦略の事後検証、更新等に関する事項	本経営戦略の総合的な見直しは3年から5年毎行うが、健全経営に向けた状況把握のため明年度進捗管理、検証を行い、必要に応じて更新を行っていく。
---------------------	---

投資・財政計画
(収支計画)

(単位:千円)

区分	年度															
	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度	平成34年度	平成35年度	平成36年度	平成37年度				
資本的収入	1. 企業費平準化債 うち資本費平準化債	49,900	22,700	30,200	57,800	21,000	22,200	14,100	9,500							
	2. 他会計出資金															
資本的支出	3. 他会計補助金	100,849	115,880	138,803	128,212	85,140	104,459	88,537	74,166	54,093	55,466	56,534				
	4. 他会計負担金															
資本的収入	5. 他会計借入金															
	6. 国(都道府県)補助金	69,955	38,304	40,000	111,310	35,290	19,580	6,930	9,060							
資本的収入	7. 固定資産売却代金															
	8. 工事負担金	7,540	5,140	3,840	3,840	3,840	3,840	3,840	3,840							
資本的収入	9. その他															
	計 (A)	228,244	182,024	212,843	301,162	145,270	150,079	113,407	96,566	54,093	55,466	56,534				
資本的支出	(A)のうち翌年度へ繰り越される支出の財源充当額															
	計 (B)															
資本的収入	1. 建設改良費	228,244	182,024	212,843	301,162	145,270	150,079	113,407	96,566	54,093	55,466	56,534				
	うち職員給与費	190,078	141,067	172,516	258,610	100,764	102,691	63,842	46,527							
資本的支出	2. 企業償還金	37,425	39,918	40,327	42,552	44,506	47,388	49,565	50,039	54,093	55,466	56,534				
	3. 他会計長期借入返還金															
資本的収入	4. 他会計への支出金															
	5. その他															
資本的収入	計 (D)	227,503	180,985	212,843	301,162	145,270	150,079	113,407	96,566	54,093	55,466	56,534				
	(E)	△ 741	△ 1,039													
資本的収入	不足する額															
	計 (D)-(E)															
補填財源	1. 損益勘定留保資金															
	2. 利益剰余金処分額															
補填財源	3. 繰越工事資金															
	4. その他															
補填財源	計 (F)															
	(E)-(F)	△ 741	△ 1,039													
他会計借入金	計 (G)															
	計 (H)	1,135,168	1,117,950	1,259,571	1,274,819	1,251,313	1,226,125	1,190,660	1,150,121	1,043,249	987,783	931,249				

(単位:千円)

区分	年度															
	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度	平成34年度	平成35年度	平成36年度	平成37年度				
収益的収支分	うち基準内繰入金	48,361	43,902	30,921	30,364	29,934	29,533	29,408	28,976	28,535	27,609	27,063				
	うち基準外繰入金	48,361	43,902	30,921	30,364	29,934	29,533	29,408	28,976	28,535	27,609	27,063				
資本的収支分	計	100,849	115,880	138,803	128,212	85,140	104,459	88,537	74,166	54,093	55,466	56,534				
	うち基準内繰入金	100,849	115,880	138,803	128,212	85,140	104,459	88,537	74,166	54,093	55,466	56,534				
合計	うち基準外繰入金	149,210	159,782	169,724	158,576	115,074	133,992	117,945	103,142	82,160	83,075	83,597				
	計															

○他会計繰入金

使用料金一覧

◆水道水使用

使用料(1月につき)			
基本水量	基本料金	超過水量	超過料金 (1m ³ につき)
10m ³ まで	3,000円	10m ³ を超え100m ³ まで	150円
		100m ³ を超え200m ³ まで	210円
		200m ³ を超え1,000m ³ まで	220円
		1,000m ³ を超えるもの	230円

◆水道水以外

使用料(1月につき)			
基本水量	基本料金	超過水量	超過料金 (1人につき)
10m ³ まで	3,000円	世帯人数2人から5人まで	750円
		世帯人数6人から10人まで	200円

組織図

